

情報に重要性がない場合の取扱い

2026 年 10 月 30 日公表

目 的

1. 本文書は、情報に重要性がないと判断した場合の取扱いにあたり、参考となる情報を提供することを目的としています。

キーワード

情報に重要性がないと判断した場合の取扱い、追加的な情報の開示検討

情報に重要性がないと判断した場合の取扱い

2. SSBJ 基準では、サステナビリティ関連財務開示は、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を適正に表示しなければならないとしたうえで、情報に重要性がない場合、SSBJ 基準で要求されている情報であっても開示する必要はないとされています。

情報に重要性がない場合、サステナビリティ開示基準で要求する情報であっても、これを開示する必要はない。たとえサステナビリティ開示基準において、具体的な開示項目を列挙していたり、最低限開示すべき事項を定めていたりする場合であっても、情報に重要性がないときには、これを開示する必要はない。（適用基準第 22 項）

追加的な情報の開示検討

3. 情報に重要性があるかどうか、すなわち、情報が主要な利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込み得るかどうかを評価するにあたり、それらの利用者の特性及び企業自身の状況を考慮することが求められています（適用基準第 56 項）。
4. 情報に重要性がない場合、SSBJ 基準で要求される情報であっても開示する必要はないと考えられますが、そのように判断した理由を追加的な情報として開示することが、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会の影響を理解するうえで有用である場合があると考えられます（適用基準第 21 項）。
5. 例えば、サステナビリティ関連財務開示を作成する過程で企業が行った判断のうち、サステナビリティ関連財務開示に含まれる情報に最も重大な影響を与える判断に関する情報（適用基準第 81 項）や、サステナビリティ関連財務開示で報告される数値に影響を与える最も重大な不確実性に関する情報（適用基準第 83 項）は、主要な利用者の理解に資する情報として一般に開示されることが期待されていると考えられることから、これらの要求事項に基づく情報について、重要性がないとして開示が不要と判断した場合には、その理由を追加的な情報として開示することが有用で

あると考えられます。

関連する SSBJ ハンドブック

- 「識別したリスク及び機会に関する情報の重要性の判断」
- 「追加的な情報」

SSBJ 基準の定めは、重要性がない項目に対して適用する必要はないことにご留意ください。

以 上